

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	市営住宅の管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高山市は、市営住宅の管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

高山市長

公表日

令和6年9月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
①事務の名称	市営住宅の管理に関する事務			
②事務の概要	公営住宅法及び高山市営住宅管理条例に基づき、住宅困窮者に対し、低廉な家賃で賃貸を行っている。特定個人情報ファイルは、次の事務で取り扱う。 ①収入の申告の受理、審査又は申告に対する応答 ②家賃、金銭若しくは敷金の減免の申請の受理、審査又は申請に対する応答 ③敷金の徴収 ④家賃、敷金若しくは金銭の徴収猶予の申請の受理、審査又は申請に対する応答 ⑤入居の申込みの受理、審査又は申込みに対する応答 ⑥同居しようとするときの事業主体の承認の申請の受理、審査又は申請に対する応答 ⑦明渡しの請求 ⑧家賃の決定又は金銭の徴収 ⑨明け渡し請求の期限の延長の申出の受理、審査又は申出に対する応答 ⑩基準を超える収入がある場合の他の適当な住宅に入居することができるようにするためのあっせん ⑪収入状況の報告の請求 【市営住宅等の入退去に関する情報連携】 番号法別表第二に基づき、市は情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する個人情報について照会を行う。			
③システムの名称	公営住宅管理システム、宛名管理システム、中間サーバー			
2. 特定個人情報ファイル名				
公営住宅管理システムファイル				
3. 個人番号の利用				
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項、別表27の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第18条			
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携				
①実施の有無	[実施する]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定		
②法令上の根拠	[情報照会事務] 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表53の項、第55条 [情報提供事務] 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 なし			
5. 評価実施機関における担当部署				
①部署	都市政策部 建築住宅課			
②所属長の役職名	建築住宅課長			
6. 他の評価実施機関				
なし				
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求				
請求先	高山市都市政策部建築住宅課住宅政策係 506-8555 高山市花岡町2丁目18番地 電話:0577-32-3333			

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	高山市都市政策部建築住宅課住宅政策係 506-8555 高山市花岡町2丁目18番地 電話:0577-32-3333

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [○] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年2月14日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	第19条第7号	第19条第8号	事後	番号利用法改正後の提出のため
令和4年2月14日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和3年1月1日 時点	令和4年1月1日 時点	事後	計数時点を最新のものに変更
令和4年2月14日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年1月1日 時点	令和4年1月1日 時点	事後	計数時点を最新のものに変更
令和6年3月25日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和4年1月1日 時点	令和6年1月1日 時点	事後	計数時点を最新のものに変更
令和6年3月25日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年1月1日 時点	令和6年1月1日 時点	事後	計数時点を最新のものに変更
令和6年9月20日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項、別表第一の19の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第18条	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項、別表27の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第18条	事後	番号法改正に伴う修正
令和6年9月20日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号、別表第二の31の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第22条	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表53の項、第55条	事後	番号法改正に伴う修正